

| 受理官庁 I Q | イラク特許庁 (IQPO) | 附属書 C I Q |
|---------------------------------------|--|--------------|
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | イラク | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | 英語，アラビア語 ¹ | |
| 願書の提出に用いることができる言語 | 英語，アラビア語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 3 | |
| 受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2,3} | 認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める ⁴ 。 | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？ | 認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。 | |
| 管轄国際調査機関 | オーストラリア特許庁，カナダ知的所有権庁，エジプト特許庁，欧州特許庁又はトルコ特許商標庁（TURKPATENT） | |
| 管轄国際予備審査機関 | オーストラリア特許庁，カナダ知的所有権庁 ⁵ ，エジプト特許庁，欧州特許庁 ⁵ 又はトルコ特許商標庁（TURKPATENT） | |

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が，実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には，実施細則附属書Cに従い，すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。
- 4 関連する受理官庁の通告については，2022年9月22日付公示（PCT公報）259頁以降参照。
- 5 この官庁は，国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。

| I Q | イラク特許庁 (IQPO) (続き) | I Q |
|--|--|-----|
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：イラク・ディナール (IQD) 及び米国・ドル (USD) | |
| 送付手数料 | IQD 77,075 又は USD 55 | |
| 国際出願手数料 ⁶ | USD 1,435 | |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶ | USD 16 | |
| 減額（手数料表第4項に基づく）： | | |
| 電子出願 （文字コード形式による願書） | USD 216 | |
| 電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約） | USD 324 | |
| 調査手数料 | 附属書D (AU), (CA), (EG), (EP) 又は (TR) 参照 | |
| 優先権書類の手数料 （PCT規則17.1(b)） | IQD 27,500 又は USD 21 IQD 100 又は USD 0.08 各頁についての追加手数料 | |
| 優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)） | なし | |
| 受理官庁は代理人を要求するか？ | 不要，出願人がイラクに居住している場合 要，出願人がイラクの非居住者である場合 | |
| 誰が代理人として行為できるか？ | 受理官庁に登録されている弁理士又は特許代理人 | |
| 委任状の提出要件の放棄 | | |
| 受理官庁は，別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？ | していない | |
| 受理官庁は，包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？ | していない | |

⁶ この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。